

2025 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社C A P I T A
代 表 者 代表取締役 菊 池 正 俊
(東京証券取引所スタンダード市場
・コード: 7 4 6 2)
問合せ先 取締役 管理部部長 新島裕一
電話 0 3 - 6 2 7 7 - 5 0 1 5

事業譲渡に関するお知らせ

当社は 2025 年 5 月 23 日開催の取締役会において以下のとおり、専門店事業を譲渡することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 事業譲渡の理由

1983 年に自転車販売部門を専門店事業部として立ち上げ、42 年間にわたり自転車事業を営んでまいりましたが、世界的なエネルギーの供給不足、原材料価格の上昇、円安などを受けて自転車本体の価格が高騰して需要が減退、さらに物流関係費が増加したことから収益が圧迫されました。販路拡大を企図してのオンライン販売の開始、不採算店舗の閉鎖等を行ってまいりましたが、売上高は減少し、2025 年 3 月期におけるのセグメント別の営業利益では 24 百万円の損失となりました。現在の事業形態では業績の改善が極めて困難な状況にあり、他事業部門へ経営資源を振り分けることによって会社全体の業績改善を図るために、同事業の事業譲渡を決断するに至りました。

2. 事業譲渡の概要

(1) 専門店事業の内容

当社が運営している自転車に関わる事業。

(2) 専門店事業の経営成績

	当該事業(a)	2025 年 3 月期実績(b)	比 率(a/b)
売 上 高	623 百万円	3,369 百万円	18.5%
営業利益	△24 百万円	79 百万円	—

※当該事業の経常利益は算出しておりませんので、記載しておりません。

(3) 対象事業における資産、負債の項目及び金額

相手先の希望により非開示とさせていただきます。

(4) 譲渡価額及び決済方法

相手先の希望により非開示とさせていただきます。

3. 相手先の概要

譲渡先は自転車事業を営む国内法人ですが、相手先の希望により非開示とさせていただきます。なお、当該譲渡先と当社の上に資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者への該当状況はございません。

4. 日 程

(1) 取締役会決議日	2025 年 5 月 23 日
(2) 契 約 締 結 日	2025 年 5 月 23 日
(3) 事 業 譲 渡 期 日	2025 年 7 月 1 日 (予定)

※本件事業譲渡は、会社法第 467 条第 1 項各号に該当しない事業譲渡であるため、株主総会決議は要しません。

5. 今後の見通し

本件事業譲渡に伴い、2026 年 3 月期の業績において特別利益を計上する見込みであります。譲渡する対象の詳細は交渉中であり、金額については精査中であります。公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上